

# セーフティネット住宅への経済的支援を開始



○お問い合わせ  
住まい政策課  
住宅計画係  
☎ 22・1178

**住宅確保要配慮者が入居しやすい環境を**  
低所得者や高齢者・障がい者などの住宅確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）への適切な賃貸住宅が十分に供給されていないことなど、賃貸住宅の確保に課題が生じています。このため、国では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などを柱とする「新たな住宅セーフティネット制度」を創設しました。

市では、同制度の推進を図る目的で策定した「市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅確保要配慮者が入居する専用住宅（セーフティネット住宅）の賃貸人等に対し、家賃低廉化に係る補助などの経済的支援を行い、住宅確保要配慮者が入居しやすい環境整備の促進を図っていきます。

## 家賃や家賃債務保証料などを補助します

新たな住宅セーフティネット制度の住宅情報提供システムに登録された市内の住宅確保要配慮者専用住宅の家賃や家賃債務保証料などを補助します。

### ○補助の内容

|          | 家賃                                                             | 家賃債務保証料など           |
|----------|----------------------------------------------------------------|---------------------|
| 対象       | 賃貸人（大家、不動産業者など）                                                | 家賃債務保証会社、居住支援法人など   |
| 補助対象住宅要件 | 同システムに登録された市内の住宅確保要配慮者専用住宅に資格要件（＊）を満たす方が入居することなど               |                     |
| 補助額      | 家賃の2分の1（一戸当たり上限2万円／月、千円未満切り捨て）                                 | 一戸当たり上限6万円（初回契約分のみ） |
| 補助期間     | 住宅確保要配慮者の専用住宅として管理を開始した日から10年間（補助金の総額が10年間の限度額を超えない場合は、最長20年間） |                     |

※家賃および家賃債務保証料などの補助は併用可能で、いずれも限度額を超えた場合は入居者の負担となります。

### ＊入居者の資格要件

- ・入居世帯の一月当たりの所得が15万8千円以下であること
- ・住宅扶助や住宅確保給付金を受給していないこと
- ・市内に在住し、市税を滞納せず、自ら住宅を所有していないこと など

### ○募集概要

- ▶募集戸数 20戸程度（先着順）
  - ▶申し込み方法 同課、各支所・市民サービスセンターに備え付けの申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、〒970-8686 住まい政策課へ（直接持参も可）
  - ▶申込期間 8月16日(月)～来年1月31日(月)
- ※詳しくは、同課へお問い合わせください。



QRコード

新たな住宅セーフティネット制度の枠組みについては、市ホームページをご覧ください。

# 市屋外広告物条例を一部改正

屋外広告物

本市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を目的に「市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の設置に関する規制や指導などを行っています。近年、屋外広告物の落下や倒壊などによる事故が全国各地で相次いでいることを受けて、市では、より一層の安全性の確保を図るため、本年六月に同条例の一部を改正しました。

## 改正のポイント

①屋外広告物の管理義務を負う方を明確にするほか、



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

②許可を受けて設置する屋外広告物（許可広告物）について、管理者の設置を義務付けます。

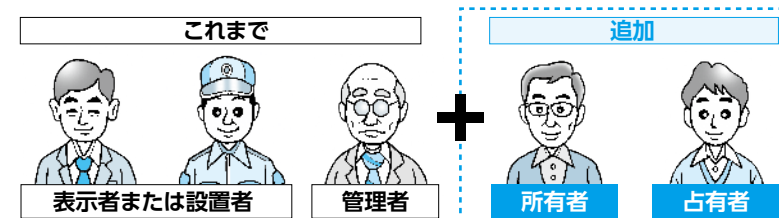
③事故を未然に防ぎ、安全性を担保するため、全ての屋外広告物の点検を所有者などに義務付け、許可広告物については、更新申請時に点検結果の提出を義務付けます。

④高さが4メートルを超える許可広告物については、屋外広告主などの資格を有する方が管理者となり、点検を行うことを義務付けます。

## 改正のポイントの解説と施行時期

point

### 01 管理義務を負う方を明確化（6月30日から施行）



屋外広告物を良好な状態に保持できないときには、除却をする義務があります。

point

### 02 許可広告物の管理者の設置を義務化（令和3年10月から施行）

張り紙や張り札など、危害を与えるリスクが少ない屋外広告物は除きます。



point

### 03 点検を義務化（令和4年1月から施行）

危険なところはないかな？



市屋外広告物安全管理指針を確認し、点検してください。

point

### 04 有資格者による管理・点検を義務化（令和5年1月から施行）



高さ4mを超える許可広告物は、有資格者（＊）が管理者となり、点検を行う必要があります。

### ＊有資格者

- ・屋外広告主
- ・1級・2級建築士
- ・屋外広告物点検技能講習修了者

○お問い合わせ  
都市計画課  
景観係  
☎ 22・7512